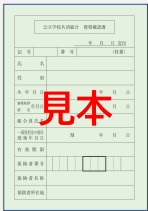


マイナ保険証を基本とした制度への完全移行について

マイナ保険証 利用登録状況	医療機関等での 受診方法	令和7年			
		10月	11月	12月1日	12月2日以降
マイナ保険証 利用登録済	マイナ保険証 	従来通り、医療機関等に設置の読み取り機で読み取り利用可能			
	旧組合員証等 	12月1日までは使用可能			医療機関等で使用不可 各自で破棄
マイナ保険証 利用未登録	資格確認書 	医療機関等で提示して利用可能（有効期限：最長5年間）			
		11月中旬 一斉交付 - 旧組合員証等を所持している組合員および被扶養者が交付対象※ - 各所属所へ送付			